

三豊市農業委員会 11月定例総会議事録

令和5年11月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会11月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 29名(農業委員23名、農地利用最適化推進委員6名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 和雄	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	ー
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

8番	西山 勇	ー	12番	石井 秀一	○	21番	辻 安司	○
30番	三谷 清	○	45番	大西 敏晴	○	50番	松永 克喜	○
60番	秋山 貴生	○						

2. 署名委員

6番 近藤 和雄
23番 吉田 由紀

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 大井 要平
主任 菅原 雅慶
主任 糸川 剛史

5. 書記

副主任 安藤 かほる

6. 議題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第4条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 非農地通知の件について
議案第 8号 農用地利用集積計画の件について
議案第 9号 三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会11月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。夏から一気に冬がやってきたような気候になりました。先日は大きなひょうが降り、ブロッコリーやハウレンソウなどにより被害が出ております。本当に急に寒くなりましたが、皆様お仕事などでお忙しい中、本日はご出席いただきありがとうございます。本日は皆様をお願いをしなければいけない件がございます。夏に農地パトロールを行っていただきましたが、その中で農地の利用意向調査を行わなければならない案件を皆様にお示ししております。そういった農地をどのように取り扱うか、皆様に調査を行っていただきます。後ほど説明を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。本日の案件は多くありませんが、皆さんにご協力いただき、スムーズに議事進行が行えますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号18番 石原 剛 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会11月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号6番 近藤 和雄 委員、議席番号23番 吉田 由紀 委員のご両名をお願いいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号23号を朗読 〕

以上23件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号23号の23件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。9ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の3件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。10ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号19号を朗読 〕

以上19件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

3番 番号1号について説明します。譲渡人は県外在住であり、こちらに帰ってくる見込みがないことから宅地と農地の処分の手続きを行ってまいりました。申請地は譲受人が耕作する農地に隣接しており、無償での所有権移転の話がまとまりました。現地を確認したところ、譲受人が草刈り等を行っております。譲受人は兼業農家で水稻を耕作しており、申請地は家庭菜園として利用する予定です。周辺農地への影響も問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

7番 番号2号について説明します。所有権移転の経緯ですが、申請地近くで譲受人の親族が会社を経営しており、事務所の用地を探していたところ、業者の紹介で譲渡人の宅地を紹介されました。ただ、譲渡人は宅地に隣接する申請地も譲渡を希望したため、宅地は譲受人の親族が購入し、親族の

依頼により申請地は市外に住む譲受人が購入することとなったものです。譲受人は市外で果樹などを栽培しております。現地を確認したところ、申請地ではミカンなどの果樹が植えられております。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、番号3号についてご説明いたします。譲渡人と譲受人は同じ自治会で、近所に住んでいます。譲渡人は高齢のため、農地を買ってほしいと譲受人に話をしたところ、今回の申請となったものです。譲受人は水稻などを栽培しております。現地を確認したところ、申請地は十分に管理されており、周辺農地への影響もなく、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

8 番 番号4号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。今回の申請の経緯ですが、譲受人は今まで申請地を自分の農地だと思い、基盤整備後ずっと管理していました。今年に入り、譲渡人から話があったため今回の申請となりました。現地を確認したところ、湿気地のため作付けされておりませんが、綺麗に管理された農地です。もともと譲受人が管理していた農地であり、問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。

9 番 番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は高齢となり、農業が難しくなつたころから、譲受人に有償で譲渡することになったものです。譲受人と現地を確認したところ、今後草刈り等を行い、作付けを行う予定とのことです。水利関係、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。

10 番 番号6号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は地元で農地を所有していますが、県外在住のため、親族である譲受人に農地の維持管理を依頼していました。譲渡人は今後地元に戻つて農業をする予定がないため、譲受人に農地を買ってほしいと話をしたところ、今回売買が成立しました。譲受人は新規就農者ですが、申請地近くにある実家の農機具を借りて今まで作業をしておりましたので、今後も管理できると思ひます。現地を確認したところ、野菜が作付けされております。近隣農地や水利組合の了解も得ており、問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。

2 番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会で、近所に住んでいます。譲渡人が農業をやめることになり、譲受人に話をしたところ、今回の申請となりました。譲受人の所有する農地は多くありませんが、すべて適切に管理しておりますので問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

13 番 番号8号について説明します。譲渡人は市外に住んでおり、農地の管理ができていなかったため、譲受人が申請地を買い取り管理するということで、今回の申請となりました。譲受人は水稻と野菜をつくつており、申請地でも野菜を作付けする予定です。申請地は適切に管理されており、周辺農地等に影響はなく、問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。

14 番 番号9号について説明します。申請地は元々、譲受人が借りて耕作して

おりましたが、申請地の貸借の更新時期が近づき、譲渡人が申請地を譲つてほしいと話をしたことから、今回の申請となりました。現地を確認したところ、すでにタマネギの苗が植えられておりました。農地の管理等も問題ないと思ひます。

続いて番号10号について説明します。申請地は譲受人宅の近くにあります。譲受人は専業農家で農作業に常時従事し、水稻、小麦、柑橘などを栽培しています。申請地では、今後整地をして小麦を栽培するとのことです。周辺農地への影響もなく、問題ないと思ひます。

以上2件、ご審議よろしくお願ひいたします。

15 番 番号11号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は、申請地をはじめ他にも営農型太陽光発電施設を設置し、太陽光パネルの下でミョウガやヤマブキを栽培しているほか、水稻やミカンもつくつています。譲受人は県外在住で、会社員をしています。今回、譲受人から申請地に設置されている太陽光発電施設の一部を所有したいとの要望があり、申請地の東側半分を譲渡人がそのまま所有し、西側半分を譲受人が所有し利用できるようにするための申請です。所有権移転を行うのではなく、区分地上権を設定するものです。現地を確認したところ、ミョウガ、ヤマブキを栽培しており、また、農地における農作物状況報告書も遅滞なく提出されております。今後も譲渡人が継続してミョウガやヤマブキを栽培するとのことで、隣接農地や関係者との調整も完了しており、問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。

16 番 番号12号について説明します。譲渡人は高齢のため、農地の譲渡先を探していたところ、不動産屋の仲介により今回の申請となりました。譲受人は専業農家で、常に農業に従事しています。現地を確認したところ、現在は作付けされておりませんが、綺麗に耕運されておりました。近隣農地や水利組合の了解も得ており、問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

17 番 番号13号について説明します。申請地は約10年前に譲渡人の家族が購入しましたが、それ以降は作付けされておらず、草刈り等の管理のみ行っていました。譲渡人は家族から申請地の相続を受けましたが、管理が難しくなり売却先を探していたところ、譲受人が申請地を購入し、水稻などの作付けを行うことになったものです。譲受人は申請地の両隣に農地を所有し、水稻を作付けしています。譲受人が所有する農地はいずれも水稻が作付けされ、すべて適切に管理されております。周辺農地への影響もなく問題ないと思ひます。

番号14号について説明します。申請地は譲受人の自宅に隣接し、以前から譲渡人から借り受けて自己消費のための野菜の栽培を行っていました。譲渡人は高齢のため所有する農地の処分を考えており、譲受人に打診したところ、今回の譲渡が成立しました。譲受人は今後も継続して作付けする予定であり、問題ないと思ひます。

番号15号について説明します。譲渡人は県外在住であり、農地の管理に苦慮していたところ、譲渡人と譲受人との間で売買の話がまとまったものです。申請地は家庭菜園として活用されており、将来的には畑でできた野菜で加工品をつくり、販売を行うようです。隣接するため池の管理者等、関係者との調整もできており問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

19 番 番号16号、番号17号については、譲受人が同じ方ですのでまとめて説明します。どちらも譲渡人からの依頼による申請で、譲受人はミカンの専業農家です。申請地周辺は、譲受人が草刈り等を行って整地しているところですので、周辺農地への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

20 番 番号18号について説明します。申請地は数年前から譲受人が借りて花を栽培しておりました。この度譲渡人が農地の処分を希望したため、無償での譲渡が成立したものです。譲受人は引き続き花の栽培を行うとのことで、申請地は適切に管理され、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

21 番 番号19号について説明します。譲渡人は高齢のため、無償で譲りたいと譲渡人に話をしたところ、今回の申請となりました。現地を確認しましたが、周辺農地や関係者の方とも調整ができておりますので、問題ないかと思ひま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようです。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号19号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めま。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号19号の19件は、適当と認めま。次に進ませていただきます。14ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号5号について、事務局の説明を求めま。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号5号を朗読]

なお農地区分につきましては、すべて第2種農地です。
以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま。ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願ひします。

15 番 番号4号について説明します。こちらの申請は議案第3号でご説明した、区分地上権の許可申請のあった土地でございます。申請地では申請人が営農型太陽光発電施設を設置し、パネル下ではミョウガとヤマブキを栽培しております。こちらの申請は、申請地の東半分の営農型太陽光発電施設に係る一時転用の更新のために行うものです。現地を確認したところ、周囲の農道の除草や排水の管理も適切に行われており、隣接農地や関係者との調整も完了しておりますので、問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようです。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めま。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。16ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号7号について、事務局の説明を求めま。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号7号の7件につきまして、ご説明いたします。

[議案第5号 番号1号から番号7号を朗読]

なお農地区分につきましては、番号6は駅から300m以内に位置するため、第3種農地に該当します。その他はすべて第2種農地です。
以上7件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま。ご提案申し上げます。ご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願ひします。

5 番 番号1号、番号2号については、貸人と借人が同じ方なので、一括して説明いたします。貸人と借人は親族です。現地を確認したところ資材置場や駐車場になってはいますが、近隣住民等との調整もできており、問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

7 番 番号3号について説明します。借人は貸人の親族で、借人はカイロプラ

ティックの仕事をしております。借人が営業用の店舗を探していたところ、貸人が申請地を紹介し、今回の申請となりました。申請地周辺は道路や住宅に囲まれており、周辺への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

2 番 番号4号について説明します。譲受人の経営する会社の土地が狭いため、駐車場等を設置するための申請です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

15 番 番号5号について説明します。申請地は、先ほど議案第4号でご説明した案件と同じ場所です。議案第5号は、借人が申請地西側の営農型太陽光発電施設の使用貸借の一時転用の更新のための申請です。現地を確認しましたが、周囲の農道の除草や排水の管理も適切に行われており、隣接農地や関係者との調整も完了しておりますので、問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

17 番 番号6号について説明します。こちらについては、幼稚園と保育所が統合し、令和8年に完成予定のこども園をつくるための申請です。申請地は現在何も作付けされておられません。周辺農地への影響もなく、問題ないと思ひま。ご審議よろしくお願ひいたします。

19 番 番号7号について説明します。こちらについては、借人がイベント時の従業員用の臨時駐車場を設置するため、不動産業者に申請地を紹介されたものです。併せ利用地にある倉庫は、借人がイベントを実施する時に使用する施設です。周辺農地への影響もなく、問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めま。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号の7件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。18ページをお開きください。議案第6号「農地法第4条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めま。

事務局 議案第6号「農地法第4条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」ご説明申し上げます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませのでこれより質疑に入ります。ご質問はございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようございませので、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めま。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可することといたします。次に進ませさせていただきます。19ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めま。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第7号 番号1号から番号2号を朗読]

よろしくご審議の程、お願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願ひします。

11 番 番号1号について説明いたします。現地を確認しましたが、周辺は山林や竹林で、申請地も10年以上耕作されておらず山林原野化しております。農地としての復元は非常に難しい状況になっておりますので、非農地通知が妥当と思われま。ご審議よろしくお願ひします。

20 番 番号2号について説明いたします。現地を確認したところ山林原野化しており、農地として復旧することは困難と思われま。非農地通知が妥当と思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めま。よって議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号2号の2件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませさせていただきます。20ページ

をお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

委員の辞任について」の案件は、同意することと決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

事務局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。20ページから76ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数109件、面積18.2ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては77ページから89ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は21件であり、面積は5.8ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計130件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全において耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は130件すべて適当と認め決定いたします。次に進ませていただきます。90ページをお開きください。議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」の説明をさせていただきます。

[議案第9号を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」は、同意するということでご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「三豊市農地利用最適化推進

その他の件

1. 農用地利用集積等促進計画（案）について（意見聴取）
2. 農業経営改善計画の認定について（通知）
3. 遊休農地の利用意向調査について
4. その他

(1) 12月定例総会について

日 時 令和5年12月15日（金）午後3時00分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
12月7日(木)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町：前谷晃年	豊中町：長堀和行
		詫間町：菅 充司	仁尾町：河田 進

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
11月27日（月） 午後1時30分～	令和5年度市町農業委員・農地利用 最適化推進委員研修会	丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス 大ホール

(4) 配布物

- ・農政情報No.388（令和5年11月号）

閉 会 【 午後 3時20分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____